

令7住政第2271号  
令和7年7月7日

町内会長 各位

秋田市長 沼谷 純  
(公 印 省 略)

町内会に対する空き家の実態調査のご協力について (依頼)

町内会の皆様におかれましては、日頃より、秋田市政の運営ならびに本市の空き家対策に対し、格別のご理解とご協力をいただき、深くお礼申し上げます。

さて、近年、人口減少、建築物の老朽化および社会的ニーズの変化等に伴い空き家が増加し、その中には適切な管理が行われず、地域の生活環境に影響を及ぼしているものがあり、これらへの対策が全国的な課題となっています。

本市においてもこうした空き家の増加が懸念されることから、空き家の状況や問題などを把握し、今後の対策につなげていくため、標記の調査を下記のとおり実施することとしました。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ぜひとも調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 回答方法

同封している以下の調査用紙に直接ご記入ください。

- (1) 町内会に対する空き家の実態調査【調査票】
- (2) 別紙 空き家の所在および状況 一覧表

ア 可能な場合のみ、町内会でお持ちの地図等に空き家の場所を記して添付ください。

イ 本調査は、新たに町内会全域の現地確認などをお願いするものではありません。

ウ 現時点で把握しているものに限り、分かる範囲でご回答ください。

エ 調査票は、以下のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1040709/1047067.html>



2 回答期限および提出方法

お手数をおかけしますが、令和7年8月18日(月)までに郵便ポストにご投函いただくかメールでご提出ください。

- (1) 郵 送 調査票にご記入後、同封の返信用封筒で返送 (切手不要)。
- (2) メール ダウンロードした調査票に入力後、以下のメールアドレスに送信  
住宅政策課メールアドレス : ro-cshs@city.akita.lg.jp

3 その他

- (1) 本調査は、本市の全町内会長様 (集合住宅等の居住者で構成する町内会は除く。) に対してご協力をお願いしております。
- (2) ご記入いただいた個人情報や個々の内容等については、今後の調査等を行う際の内部資料とするほか、調査内容については、すべて統計的に処理し、本市空き家等対策計画改定等の参考資料とさせていただきますが、個々の内容を外部に公表することや本市空き家対策以外の目的で使用することは決していたしません。
- (3) 調査結果の概要は1の(2)のエのホームページで公表します(令和7年12月下旬)。

担当 秋田市都市整備部住宅政策課 空き家対策担当  
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
直通 018-888-5770